



	場合を除く。
補助対象 経費	次に掲げる経費とする  。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。  <b>(1) 市内事業所への1台当たり80万円以上の工作機械等の導入に要する経費</b>  <b>(2) その他市長が特に必要と認める経費</b>
略	
補助事業者の範囲	製造業 を主たる事業として営む中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。  (1)・(2) 略
終期	令和6年3月31日

(現地調査)

第6条 略

2 前項の現地調査は、工作機械等の引渡しを受けた日から起算して2か月を経過する日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までの間であって、かつ、当該工作機械等の導入に係る経費(次項において「経費」という。)を支払う前に受けるものとする。

3 略

	場合を除く。)とする。ただし、 <u>市長が特に認める場合は、この限りでない。</u>
補助対象 経費	市内事業所への1台当たり80万円以上の工作機械等の導入に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
略	
補助事業者の範囲	補助事業者は、製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。  (1)・(2) 略
終期	令和5年3月31日

(現地調査)

第6条 略

2 前項の現地調査は、工作機械等の引渡しを受けた日から起算して2か月を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までの間であって、かつ、当該工作機械等の導入に係る経費(次項において「経費」という。)を支払う前に受けるものとする。

3 略

(軽微な内容の変更)

第8条 規則第10条第3項に規定する軽微な

**第8条・第9条** 略

(補助金の返還)

**第10条** 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後5年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を\_\_\_\_返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業所を市外に移転する場合 全額
- (2) 廃業する場合 全額又は一部

**第11条** 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に関し、**第8条第4号**中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

**第9条・第10条** 略

(事業所の移転)

**第11条** 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事業所を市外へ移転\_\_\_\_\_する場合には、\_\_\_\_\_

補助金を**全額**返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

**第12条** 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に関し、**第9条第4号**中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。